

令和 6 年第 7 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 6 年 7 月 3 0 日（火） 午後 4 時 0 0 分 開会 午後 4 時 3 0 分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 2 階 大会議会室		
議 長	大山 理晴 会長		
出席委員 （ 2 1 名）	委員	小 栗 智 幸	安 藤 良 一
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		勝 股 増 夫	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
		土 屋 敏 子	
		加 納 富 雄	遠 山 英 俊
		水 野 安 喜	安 田 清 和
	農地利用 最適化推 進委員 （欠員 1 名）	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃
		有 我 俊 春	渡 邊 俊 美
		小 川 伸 二	岩 嶋 貞 夫
欠席委員 （ 1 名）		成 瀬 良 美	
事務局	局長	伊 東 範 明	
	局長補佐	有 賀 大 輔	
	主査	日比野 有 真	
	主事	青 柳 慧一郎	
付議事項			
議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について			
議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について			
議第 3 号 土地現況確認申請について			
議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農 用地利用集積計画について			
※付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第7回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、足立正之委員と小川伸二委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

岩嶋貞夫委員、説明をお願いします。

岩嶋委員

去る7月22日に、遠山英俊委員、小栗智幸委員、有賀事務局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては3件であります。

内容といたしましては、畑が4筆で、面積2,229.54㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから7ページになります。

では5ページをご覧ください。

3条—18

(議案書の内容を説明)

この案件は、農地に「通行地役権」を設定するものです。「通行地役権」とは、自分の土地の利益のために、他人の土地を通ることができる権利です。

赤色に着色されている土地が、通路として利用される土地で、「承役地」と呼びます。緑色に着色されている土地が、耕作する土地で、「要役地」と呼びます。申請者が「要役地」において耕作するため、「承役地」に通行する権利を設定するものです。

次に6ページをご覧ください。

3条—19

(議案書の内容を説明)

申請地は、以前より申請人が譲渡人から借り受け、庭木の植木畑として利用しておりましたが、この度売買をすることとなったものです。

次に7ページをご覧ください。

3条—20

(議案書の内容を説明)

譲渡人から同居している息子へ、農地の生前贈与をするものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。

岩嶋貞夫委員、説明をお願いします。

岩嶋委員

農地法第5条の規定による許可申請につきましては4件であります。

内容といたしましては、田が3筆、畑が1筆で、合計面積3,298.72㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の8ページから15ページになります。

では9ページ、10ページをご覧ください。

5条—46

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、田、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響が

ないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

11ページから12ページをご覧ください。

5条-47

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

13ページ、14ページをご覧ください。

5条-48

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

11ページ、15ページをご覧ください。

5条-49

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします

議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号については、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第3号「土地現況確認申請について」を議題といたします。

岩嶋貞夫委員、説明をお願いします。

- 岩嶋委員 土地現況確認申請につきましては、１件であります。
内容といたしましては、田が４筆で、合計面積８９２㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。
- 日比野主査 それでは、議第３号「土地現況確認申請について」、ご説明申し上げます。
１６ページから１８ページをご覧ください。
（議案書の内容を説明）
建物登記から建物が４０年前に建てられ、農地でなくなってから２０年を経過したことが確認できますので、土地現況確認申請を承認することに、問題ないものと考えます。
以上、議第３号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第３号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 （質問・意見無し）
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第３号「土地現況確認申請について」、申請のとおり相違ない旨の意見をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 （全員挙手）
- 議 長 全員賛成ですので、議第３号については、申請のとおり相違ない旨の意見を添えて、岐阜県知事に進達することに決定いたします。
次に、議第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。
農林課、説明をお願いします。
- 青柳主事 それでは、議第４号「基盤強化法第１８条の規定による農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。
１９ページをご覧ください。
（議案書の内容を説明）
詳細な場所につきましては、２０ページをご覧ください。
以上、議第４号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第４号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 （質問・意見なし）

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画」について、異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第4号は、原案のとおり承認することを決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員